平成２５年（フ）第５８５７号
大阪市生野区勝山北５丁目21番７－402号、前住所大阪市生野区中川３丁目６番３号
債務者　平山　浩史
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７６号
大阪府東大阪市菱江５丁目15番25号　ハイムエクシヴ102号
債務者　柴田　年市
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８５号
大阪府枚方市渚栄町27番23号
債務者　岡浦　裕美（旧姓冨井）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３６号
大阪府八尾市桂町１丁目40番地　市営住宅29－８号
債務者　北辻　公啓
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５１号
大阪市平野区背戸口１丁目21番21号　メゾン平野401
債務者　三井　美鶴
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６２号
大阪市平野区加美北６丁目17番９号　美光マンション２ＦＣ号、前住所大阪府岸和田市三田町795番地の６
債務者　田野佳南子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７１号
大阪府藤井寺市小山５丁目14番25号
債務者　藤野　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１４号
大阪府河内長野市木戸３丁目11番５－107号、前住所大阪府河内長野市あかしあ台１丁目１番６号
債務者　渡辺　伸二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１５号
大阪府河内長野市木戸３丁目11番５－107号、前住所大阪府河内長野市あかしあ台１丁目１番６号
債務者　渡辺　理恵
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５８号
大阪府羽曳野市高鷲２丁目１番７号
債務者　成松スミ子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７６号
大阪府高石市西取石８丁目２番５号
債務者　阪口　啓次
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１７７号
大阪府高石市西取石８丁目２番５号
債務者　阪口　篤子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１８６号
大阪府河内長野市木戸１丁目15番３号
債務者　藤村　真子（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８０号
大分市大字城原1726番地の６
債務者　栗山　聖太
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６２７号
千葉県我孫子市新木1571番地
債務者　谷川　英子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６３２号
千葉県柏市高南台３丁目４番地１　リブウェル六高Ｂ－201号
債務者　岡田　真弥（旧姓綿引）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６４６号
千葉県松戸市上本郷3589番地　エコーハイツＡ－102号
債務者　渡邊　　均
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部